

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
平成27年6月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500028 号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第 1500004 号

第1 結論

昭和 61 年 4 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月

請求期間の国民年金保険料について、納付した後に還付されたが、その後、年金記録が訂正されたことにより未納期間とされたことに納得できない。請求期間を国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の昭和 61 年 4 月分国民年金保険料について、昭和 61 年 4 月 28 日に A 信用金庫 B 支店(当時)で納付した領収書を所持していることから、同保険料を納付したことが確認できる。

また、請求期間の国民年金保険料は、オンライン記録により、昭和 61 年 4 月 1 日国民年金第 3 号被保険者該当を理由に、昭和 62 年 6 月 12 日に還付されているところ、請求者の配偶者の厚生年金保険加入年月日は、昭和 61 年 5 月 1 日であることが確認できる上、当該記録は訂正された形跡もないことから、請求者の請求期間は国民年金第 1 号被保険者期間であり、当時の保険料還付事務処理に誤りがあったことが認められる。

さらに、オンライン記録により、平成 8 年 9 月 19 日に国民年金第 3 号被保険者記録を取り消し、国民年金保険料未納期間と処理されたことが確認できることについて、日本年金機構によると、配偶者の厚生年金保険記録と不整合がある国民年金第 3 号被保険者のデータ抽出を行ったことを契機に、請求者の国民年金被保険者記

録訂正処理が職権で行われた可能性が推測できていることから、これは請求者の届出に起因する記録訂正ではなく、当時の行政側の事務処理に不手際があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500007 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500009 号

第1 結論

請求者のA社における平成20年5月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成20年5月から同年7月までは50万円、平成20年8月から同年10月までは34万円、平成20年11月から平成21年4月までは38万円、平成21年5月から同年8月までは41万円、平成21年9月から平成22年6月までは38万円、平成22年7月及び同年8月は41万円、平成22年9月から平成24年5月までは38万円、平成24年6月から同年8月までは32万円とする。

平成20年5月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年5月から24年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年5月1日から平成24年9月1日まで

年金記録では、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与明細書に記載されている給与支給額よりも低額に記録されている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額

を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 20 年 5 月から同年 7 月までの期間、平成 20 年 9 月、平成 20 年 11 月から平成 23 年 3 月までの期間及び平成 23 年 5 月から平成 24 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 5 月から同年 7 月までは 50 万円、平成 20 年 9 月は 34 万円、平成 20 年 11 月から平成 21 年 4 月までは 38 万円、平成 21 年 5 月から同年 8 月までは 41 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 6 月までは 38 万円、平成 22 年 7 月及び同年 8 月は 41 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月までは 38 万円、平成 23 年 5 月から平成 24 年 5 月までは 38 万円、平成 24 年 6 月から同年 8 月までは 32 万円とすることが妥当である。

また、請求期間のうち、平成 20 年 8 月、同年 10 月及び平成 23 年 4 月については、請求者は給与明細書を保管しておらず、当該期間における厚生年金保険料額は確認できないものの、事業所から提出された請求者の所得税源泉徴収簿により、平成 20 年 8 月から同年 10 月までの期間及び平成 23 年 4 月の前後の期間において確認できる給料・手当等の総支給金額及び社会保険料等の控除額はそれぞれ同額であり、当該期間はそれぞれ同額の保険料が控除されていたと認められることから、平成 20 年 8 月及び同年 10 月は 34 万円、平成 23 年 4 月は 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 5 月から平成 24 年 8 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（年金事務所）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（年金事務所）は、請求者の平成 20 年 5 月から平成 24 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500011 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500011 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年9月25日から同年11月1日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和37年9月25日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和37年9月25日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正12年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正9年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年9月25日から同年11月1日まで

A社のグループ企業に入社し、その後、グループ企業内の転勤はあったものの、退職するまで、A社及び同社のグループ企業に継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者は、雇用保険被保険者記録及びA社から提出された辞令簿並びに複数の同僚の回答から判断すると、請求期間において、同社B工場からC社に出向し、同社のD工場に勤務していたことが認められる。

一方、C社D工場は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、A社の担当者は、「C社D工場が厚生年金保険の適用事業所になる前に、当社から出向していた正社員については、出向前に勤務していた当社の適用事業所において厚生年金保険に加入させていたと考えられる。」と回答していることから判断すると、請求期間当時、訂正請求記録の対象者については、A社B工場において、引き続き厚生年金保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められる。

また、A社から提出された人事調書によると、訂正請求記録の対象者がC社D工場に出向していた期間の給与額の記載が確認できるところ、上述のA社の担当者は、「当時、当社からC社D工場に出向していた正社員については、当社で給与計算を行っていたものと考えられる。訂正請求記録の対象者は、請求期間についても、正社員として継続して勤務しているため、請求期間の給与から厚生年金保険料を控除しないとは考えられない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社B工場の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社B工場における昭和37年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和37年9月及び同年10月について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出したか否か、及び厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明であると回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500003 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500013 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正、又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 12 日から昭和 60 年 1 月 5 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から昭和 61 年 11 月 1 日まで

昭和 59 年 10 月 12 日に、B社に入社し、平成元年 2 月末日まで継続して勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録は、A社で昭和 60 年 1 月 5 日から同年 10 月 1 日まで、また、B社で昭和 61 年 11 月 1 日から平成元年 3 月 1 日までとなっている。両社は、本社と支店の関係にあり、継続して勤務していたので厚生年金保険の加入記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者がC資格登録の際にB社から交付された実務経験証明書により、請求者は、請求期間①及び②において、営業担当として継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成 13 年 9 月 1 日に、B社は平成 8 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、両社の当時の代表取締役等に照会したところ、いずれも当時の資料を保管しておらず不明と回答していることから、両請求期間における請求者の厚生年金保険の適用状況及び保険料

控除について確認することができない。

また、請求者の雇用保険の記録は、A社において昭和60年1月5日に資格取得、昭和60年9月30日に離職、B社において昭和61年11月1日に資格取得、平成元年2月28日に離職であり、厚生年金保険被保険者記録と符合する。

さらに、請求期間①については、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月1日より前であり、請求者がB社の同期入社の営業担当として名前を挙げた同僚二人は、請求者と同様にA社の厚生年金保険被保険者として請求者と同日に資格取得し同日に資格喪失していることがオンライン記録から確認できる上、複数の同僚が、B社に営業担当として入社した者は3か月程度の試用期間があり、その間、厚生年金保険に加入しておらず保険料も控除されていなかった旨の回答をしている。

加えて、請求期間②については、複数の同僚が、B社の営業担当は固定給と歩合給の選択ができた時期があり、歩合給を選択した場合は厚生年金保険には加入せず、保険料も控除されていなかったと思う旨の回答をしている上、請求者から提出された昭和62年度市民税・都民税特別徴収税額通知書及び変更通知書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる昭和61年11月及び同年12月の標準報酬月額を基に当時の保険料率により推計した社会保険料の合計額とおおむね一致することから、請求期間②のうち昭和61年1月から同年10月までは、厚生年金保険料が控除されていなかったものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500004 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500014 号

第1 結論

請求期間について、請求者の船舶所有者A氏における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 12 月 25 日から昭和 46 年 2 月 10 日まで

請求期間は、A氏所有のB丸に乗船し漁業に従事していたが、年金記録を確認したところ、請求期間の船員保険の加入記録が確認できない。

請求期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

船員保険の適用事業所名簿によると、請求者が陳述している船舶所有者A氏が適用事業所となったのは昭和 48 年 8 月 1 日であり、請求期間当時、船員保険の適用事業所であった形跡はない。

また、行政機関は、「請求期間当時、漁船登録にB丸は無い。近似する名称の船舶として『C丸』が確認できるが、漁船登録は昭和 48 年 2 月 7 日であり所有者も異なっている。」としており、D市漁業協同組合は、「当該船舶所有者については、保存期限超過のため記録書類が見当たらず不明。」とし、D機船漁業協同組合は、「当組合員に当該船舶所有者は見当たらず請求期間当時の状況は不明。」としていることから、請求者が請求期間当時乗船していたとする船舶及び船舶所有者を特定することができない。

さらに、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿によると、請求者の被保険者記録は、昭和49年5月13日資格取得、同年6月30日資格喪失となっており、オンライン記録とも一致しているところ、請求者は、乗船したのは一期間のみであるとした上で、昭和46年2月にE国の監視船に拿捕されたと陳述している。これに対しF管区海上保安本部は「昭和45年12月1日から昭和46年2月末の間にG周辺海域での被拿捕事案の発生は確認できない。類似する船舶名及び船舶所有者の事案としては、昭和*年*月*日にH丸（船舶所有者：A氏）が拿捕された旨の記録がある。」と回答しており、請求期間に拿捕されたとする請求者の陳述と符合しない上、船舶登記簿によると、当該船舶所有者が所有していた船舶は『I丸』であることから判断すると、請求者の陳述は、オンライン記録にある船員保険被保険者期間に請求者が当該船舶に乗船していた時のものと推察される。

加えて、当該船舶所有者は既に死亡している上、請求者がB丸の乗組員として名前を挙げた3人は、いずれも姓のみのため個人を特定することができず、これらの者からは請求内容を裏付ける陳述等を得ることができないことから、請求者の勤務実態及び船員保険の加入状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500022 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500012 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。同社に事業主として勤務しており、財務等は税理士事務所に委託し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の定款及び商業登記簿謄本により、請求者は請求期間において、同社に代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者は、自身で社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の適用事業所となる届出をしておらず、当時の事務担当者や従業員の名前は覚えていないと陳述している上、オンライン記録及び適用事業所検索システムによる事業所名称検索においても、A社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡はない。

また、請求者から提出されたA社の請求期間の一部に係る決算報告書及び総勘定元帳によると、役員報酬から源泉所得税が控除されているものの、厚生年金保険料は控除されておらず、福利厚生費及びその他の勘定科目においても同社が社会保険事務所に対して厚生年金保険料を納付したことをうかがわせる記載はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500005 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500010 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びC社(現在は、D社)E工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 12 年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 9 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 25 年 9 月 1 日から昭和 26 年 11 月 1 日まで

現在のD社のグループ企業であるA社に昭和 22 年 7 月に入社し、グループ企業内の転勤はあったものの、退職するまで、D社及び同社のグループ企業に継続して勤務していた。

しかし、年金記録によると、昭和 25 年 9 月 1 日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和 26 年 11 月 1 日にC社E工場において同資格を取得しており、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社B工場は、厚生年金保険適用事業所名簿(以下「事業所名簿」という。)及

び同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求期間は、適用事業所でなかったことが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、C社E工場は、事業所名簿及び同事業所に係る被保険者名簿によると、請求期間は、適用事業所でなかったことが確認できるとともに、D社から提出された人事調書によると、訂正請求記録の対象者の採用年月日は、C社E工場における厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和26年11月1日であることが確認できる上、D社は、「請求期間当時、訂正請求記録の対象者は、当社の従業員ではなく、A社は、当社のグループ企業でなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚として3人の名前を挙げているものの、このうち二人は既に死亡している上、他の一人も、「請求期間当時、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と回答しており、請求内容について確認できる回答は得られなかった。

加えて、A社B工場及びC社E工場に係る被保険者名簿により、訂正請求記録の対象者と同様に、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、C社E工場において同資格を取得していることが確認できる同僚7人は、いずれも請求期間において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない上、当該同僚7人のうち、唯一回答が得られた者は、「私は、訂正請求記録の対象者と一緒にA社の木工場に勤務していたが、同木工場が廃業したため、請求期間当時は、別の事業所に勤務していた。訂正請求記録の対象者は、請求期間当時、A社の同僚だった者を含む数人と集まって、廃業した木工場を借り、独自に食品加工業を営んでいた。その後、D社がA社の木工場を引継ぎ、缶詰工場として稼働させることになったため、私や訂正請求記録の対象者は、D社に勤務することになった。」と具体的に陳述している。

このほか、請求に係る事実を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。